

交通消費者行政レポート

～ 公共交通を巡る消費者行政の動向について ～

平成25年

国土交通省総合政策局安心生活政策課

国土交通省では、本省・地方運輸局等の消費者行政担当課等において、公共交通機関の利用者からのご意見・ご要望等を一元的に受け付ける「行政相談窓口」を設けるとともに、地域に密着した利用者から交通施策全般についてご意見を伺い、公共交通機関の利用者や地域の人々のニーズの収集・把握に努めるとともに関係者とも連携のうえ、その改善に向けて取り組んでいるところです。

平成14年7月の地方運輸局組織再編を契機に、このような取り組みを一層強化していくため、本省関係部局、地方運輸局及び運輸支局等に寄せられた代表的な情報も含め、

I. 交通関連行政相談の概要。

II. 行政相談窓口に寄せられた主な要望と対応事例。

III. 利用者利便向上に向けた取り組み、等

について、利用者や交通事業者、地方自治体等の皆様方のご参考にしていただくため、24年度分を取りまとめ、今般、「交通消費者行政レポート」として公表することといたしました。

この公表により、交通消費者行政の現状等について広くご理解いただくとともに、国土交通省としても、皆様からいただいたご意見・ご要望等に対し積極的かつ継続的に取り組んで参りたいと考えております。

また、各地方運輸局等でも公表している「地方運輸局版消費者行政レポート」もご覧頂けますので、ご利用いただきたいと思います。

I. 国土交通省で受けた行政相談の概要

【平成24年度 交通関連行政相談の概要】

(1) 交通関連行政相談件数

来訪、電話、文書（メール含む）

25,053件（問い合わせ 14,522件、意見・要望 10,531件）

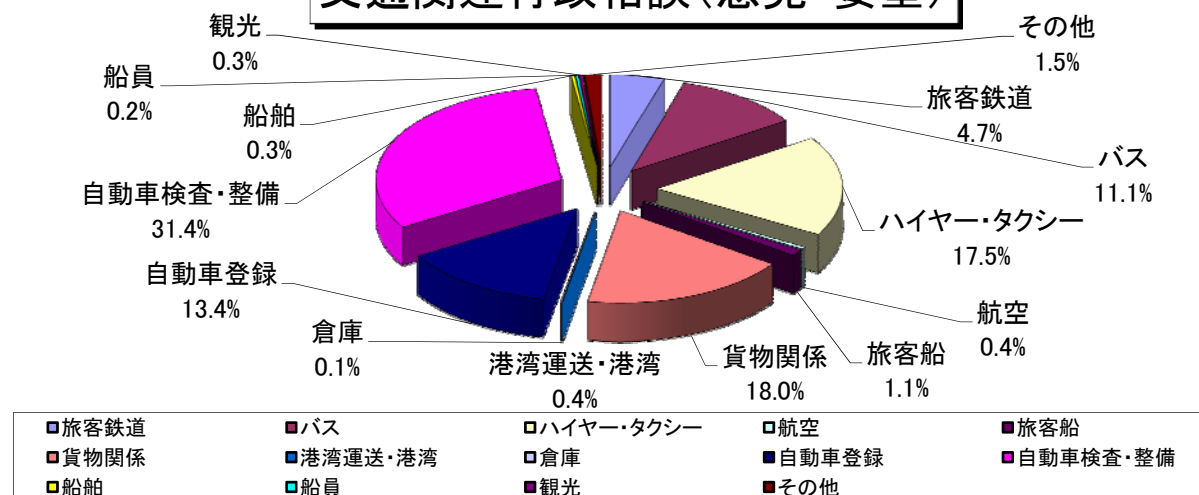
※上記の他に、自動車登録、検査・整備の窓口に対する問い合わせ等が約266万件

(2) 行政相談件数の内訳区分（問い合わせ、意見・要望）

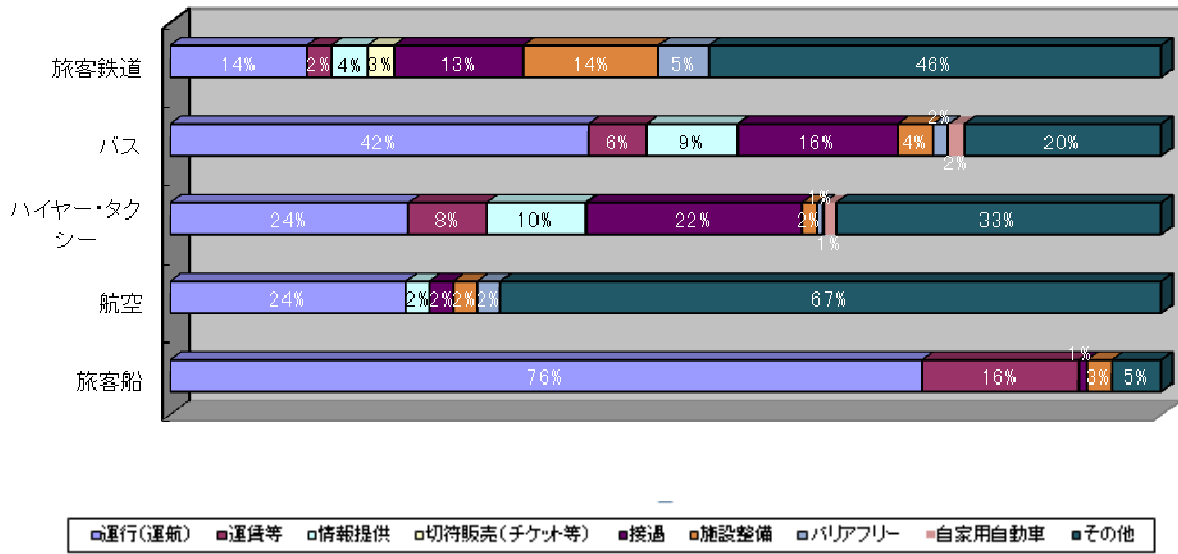
種別		旅客鉄道	バス	ハイヤー・タクシー	航空	旅客船	モードを跨る事案	貨物関係	港湾運送・港湾	倉庫
問い合わせ	来訪	4	144	105	159	89	0	129	65	33
	電話	43	364	521	1,981	406	4	431	40	33
	文書等	36	71	105	205	22	5	173	0	2
	小計	83	579	731	2,345	517	9	733	105	68
意見要望	来訪	34	38	89	5	24	3	220	3	1
	電話	319	706	1,342	32	76	2	1,082	0	7
	文書等	138	425	414	5	20	31	595	0	1
	小計	491	1,169	1,845	42	120	36	1,897	3	9
合計		574	1,748	2,576	2,387	637	45	2,630	108	77

種別		自動車登録	自動車検査・整備	自賠責	レンタカー一等	船舶	船員	観光	一般管理	合計
問い合わせ	来訪	392	2,122	12	10	15	80	19	0	3,378
	電話	2,411	2,800	559	123	14	120	44	2	9,896
	文書等	102	338	133	2	13	20	10	11	1,248
	小計	2,905	5,260	704	135	42	220	73	13	14,522
意見要望	来訪	55	348	2	0	6	2	3	2	835
	電話	1,257	1,850	61	16	9	2	15	5	6,781
	文書等	101	1,104	17	3	17	21	12	11	2,915
	小計	1,413	3,302	80	19	32	25	30	18	10,531
合計		4,318	8,562	784	154	74	245	103	31	25,053

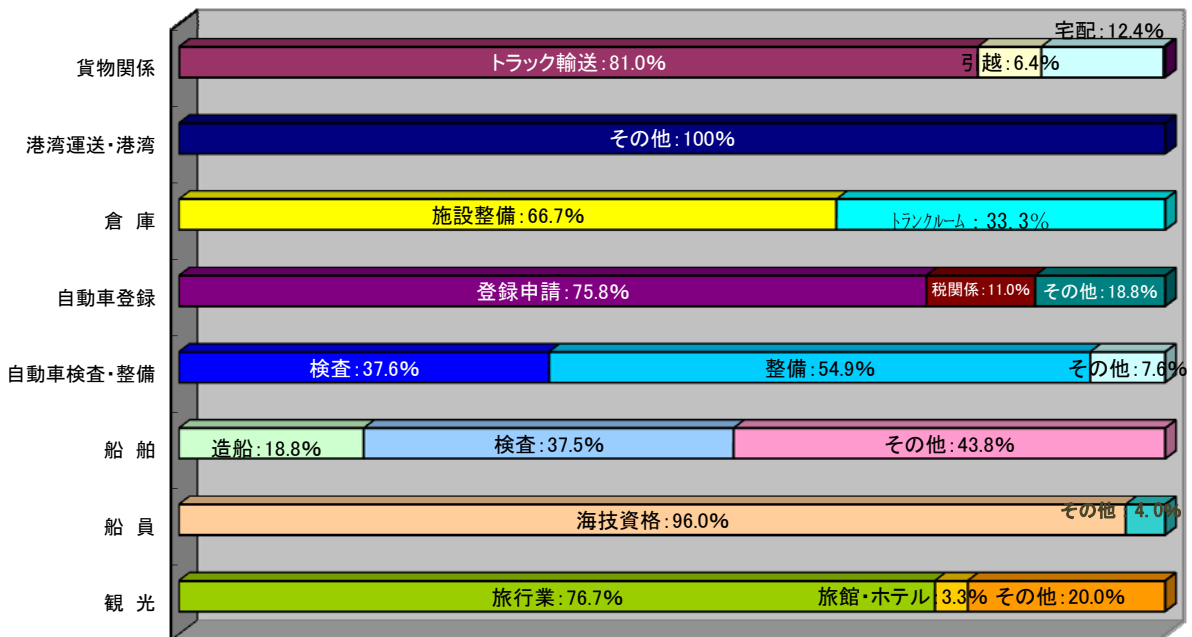
交通関連行政相談（意見・要望）



各モード(旅客関係)の意見・要望の内訳



各モード(その他)の意見・要望の内訳



- (注) 1. 自動車検査・整備の「検査」は、検査手続、定期点検、保安基準に係る照会等に関すること。
 2. 自動車検査・整備の「整備」は、点検・整備内容や料金に関すること。
 3. 船舶関係の「登録・測度」は船舶の登録及びトン数に関すること。

【平成24年度 自動車登録、自動車検査・整備関連行政相談件数】

(1) 登録関連行政相談件数

自動車の登録関連の行政相談については、「自動車登録に関するユーザー行政の充実強化について（5.5.28付自管第29号・自技第85号）」に基づき、ユーザー行政を担当する専門官が配置された運輸支局等において、消費者、利用者等から寄せられる登録関連の照会、意見・要望等について対応を行っており、平成24年度の件数は約166万件となっています。

運輸局等	登録申請関係	税関係	ナンバー照会	その他	合計
北海道	106,887	3,036	6,145	10,916	126,984
東北	179,789	27,391	6,612	20,612	234,404
関東	163,556	17,475	22,603	58,605	262,239
北陸信越	53,581	13,107	1,727	12,807	81,222
中部	353,832	31,823	47,351	49,942	482,948
近畿	152,286	15,586	4,273	39,739	211,884
中国	100,274	6,606	4,365	9,668	120,913
四国	64,125	6,377	9,885	8,327	88,714
九州	24,744	1,334	214	1,562	27,854
沖縄	22,462	1,239	876	2,687	27,264
合計	1,221,536	123,974	104,051	214,865	1,664,426

(2) 検査・整備関連行政相談件数

自動車の検査・整備関連の行政相談については、「自動車検査・整備監理体制強化に伴う処理事務の取扱いについて（13.3.30付国自審第302号）」に基づき、地方運輸局等に配置されている自動車検査・整備監理官が、消費者、利用者から寄せられる検査・整備関連の照会、意見・要望等について対応を行っており、平成24年度の件数は約99万件となっています。

運輸局等	検査	整備	その他	合計
北海道	19,206	5,980	13,040	38,226
東北	66,553	13,479	18,274	98,306
北陸信越	15,983	4,868	8,379	29,230
関東	147,321	31,345	44,707	223,373
中部	152,485	21,645	28,897	203,027
近畿	146,003	32,229	63,701	241,933
中国	26,735	10,648	8,305	45,688
四国	11,871	6,782	7,579	26,232
九州	55,050	17,750	6,753	79,553
沖縄	2,344	2,620	1,758	6,722
合計	643,551	147,346	201,393	992,290

Ⅱ. 行政相談窓口寄せられた主な要望と対応事例

各地方運輸局等に寄せられた要望等の一例

【航空関係】

自宅の上空をヘリコプターが飛行しており、騒音が気になる。

苦情内容から該当機調査を行い、該当機が判明した場合は運航者に対し苦情があった旨伝えるとともに、騒音軽減に配慮した運航とするよう指導を行う。（東京航空局）

【鉄道関係】

列車の遅れ常態化にもかかわらず、ホームページ上正常運転の表示。代替交通手段がなくなってからの案内。特急電車の遅れによる遅延と説明あるも特にお詫び等がなく無責任。実際に遅れた列車に乗り込む方はおらず、本来なら定時に出発させ接続ができなかった方にタクシー等の手段かバスを仕立てるべきでは。ホームには、誘導員が配置されておらず、遅れるのですから責任者がホームでお詫びの放送をするなど必要では。乗り込む前にいつ出発するかわかりませんと言ってほしかった。

長時間の発車延長は乗客への多大な負担を強いることとなるので、なるべく早い段階から案内放送の頻度を増やす等こまめな情報提供に努め、お客様からの問い合わせがあった際は誠意をもって対応するよう指導すると共に、情報提供のあり方について他モードとの連携も視野に入れ、検討するよう要請しました。（北海道運輸局）

【トラック関係】

「一般貨物自動車運送事業貸切運賃」（距離制運賃料金）は、北海道運輸局のホームページに掲載されているのでしょうか。掲載されていなくても公表されているのであればどこで調べればわかりますか。

一般貨物自動車運送事業の運賃・料金については、貨物自動車運送事業報告規則に基づき事後届出制がとられており、事業者が任意の運賃・料金を設定することが可能となっております。（北海道運輸局）

【タクシー関係】

車載カメラで車内を撮影している事業者がいる。安全上の理由等で撮影しているのであろうが、個人情報保護の観点からすれば問題があるものとする。法律上の根拠がない以上、車内を撮影するにあたっては乗客の同意を得る必要があるのではないかと。

問合せは意見として受け止め、今後の施策や業界への指導に活用させていただくこととしました。（東北運輸局）

【観光関係】

東北旅行をしたが、企業実施のキャンペーンや東北観光博の告知が旅行代理店の窓口でされていなかったため、スタンプなどを集める事ができず、大変悔しい思いをしている。旅行代理店の窓口では、サービス精神がみられないような対応が多い。勉強して詳しくある必要はあるし、お客様のニーズをそれぞれ把握した上で、おもてなしの精神を持って対応にあたるべきだと思う。

当局としてできることを示した上で、関係者への説明については旅行業者が集まる東北観光博関係者会議などの機会を捉えて、情報発信。サービス等について周知することとしました。
(東北運輸局)

【バス関係】

自転車で路上駐車車両を右側から通過中の私の自転車に対して、後方より接近した路線バスが、直後からクラクションを鳴らし、無理に追い越して新潟方面へ走り去った。突然後方より大音量でクラクションで煽り立てられて、びっくりして駐車車両に接触しそうになった。このような行為を日常的に行われているとすれば、子どもや老人が驚いて転倒事故を起こしかねないたいへん危険な行為であり、車両運転の模範とならなければいけない業種として恥ずべき行為であるといわざるを得ない。

上記について反省し改めるよう運転手は元より、運行管理体制の改善指導をお願いしたい。

バス株式会社に確認をしたところ、当該運転手がクラクションを鳴らした事実は確認できましたので、クラクションの使用に関して十分注意し、必要最小限での使用を徹底するよう指導しました。

当該事業者においても、全運転手に対して防衛運転を心掛けるよう指導を行った旨の報告がありましたので、当局としても、引き続き公共交通の安全性確保、利便性向上への取り組みを行って参る所存であります。
(北陸信越運輸局)

【旅客船関係】

乗船前に救命胴衣を着用するよう言われなかった。海は危険であり、転覆してからの着用では間に合わないと感じた。乗船前に救命胴衣を着用させるよう指導すべき。そもそも救命胴衣の説明すらなかった。運輸局と業者でぐるになっているのではないかと、しっかり指導してもらわないと困る。

『貴重な意見として承った』旨を伝え、制度上、当該船舶には乗船前の救命胴衣の着用は義務付けられていないが、非常時に着用できるよう、救命胴衣の格納場所及び着用方法を船内の見やすい場所に掲示する必要があるため、石川運輸支局に、同社に対し速やかに事実確認の上、現行制度の範囲内で指導するよう指示しました。
(北陸信越運輸局)

【バス関係】

強風と雨により路線バス停留所のポールが倒れて怪我をした。被害者が高齢者や子供であったら命に関わることになるかもしれない。事業者に対策をとるよう指導してほしい。

通報のあった事例について事実確認を行い、事業者の対策について確認を行いました。運輸局としては、事業者にも今後も継続して各停留所の点検を行い、異常等が確認されたときには迅速に対応をとるよう注意喚起を行いました。（関東運輸局）

【登録関係】

登録部門の行政相談窓口に初めて来局された申請人から、印紙や税申告書や申請書（マークシート）等を購入したり、受付する別棟の案内書があれば一般の人でも巡る順路が理解しやすいのでは？というような要望があった。

登録部門で「初めて登録手続きをされる方へ」として、案内ラックを購入し各申請別（16種）に巡廻する内容と裏面にその申請書（マークシート）の記入例を載せ「案内書」として作成することを計画し、目立つ場所に準備しました。この設置により、初めて来局された申請人は最初に案内書を手に取り自ら行動し、受付に申請書類等を提出される方が増えた。（関東運輸局）

【登録関係】

通関証明書を遺失（紛失）した軽自動車（二輪）の新規届け出について。

今般、新規届出をするにあたり必要な原本を求められ紛失していることが判明した。通関証明書の写しが原本と同じであることを確認するため、東京税関大井出張所へ電話確認したところすべての項目について一致した。東京税関の確認により、添付されている通関証明書は原本の写しであると認められる。以上のことから、通関証明書（写）の添付により軽自動車新規届出の処理をすることとしました。（中部運輸局）

【港湾関係】

伊勢湾地区におけるPSC検査が他港に比べて厳しいのではないかと、船主から意見が上がってきている。運航に支障が出ないようどのようにしたらよいか善後策を講じるためにも一度話を伺いたい。

長期間拘留されることとなった船舶の事例を用いながら、内航船を外航船に転用した船舶の一般的な欠陥例を説明し、船舶及び船員の資質に問題があるとの当局の考えを示した。

また、船舶の管理会社にもISMに理解がないことが、長期間拘留されることにつながるなどの説明をした。来訪者も日本に寄港する船舶の欠陥数を減らし、レベルを上げて運航に支障が出ないようにしていきたいとの意向があるため、説明に理解を示されました。

（中部運輸局）

【タクシー関係】

夜間、タクシー車内へ忘れ物をしたときの確認のため、タクシーに懐中電灯備え付けの義務を制度化してほしい。

要望を受け、事業者団体等にも周知する旨回答しました。また、輸送秩序連絡協議会にて、当該要望及び忘れ物防止の対応について周知しました。(近畿運輸局)

【旅客船関係】

川下りを体験した際、腰に巻くベルトタイプのライフジャケットの着用を促されたが、装着方法も使用説明もなかった。アクシデントの際の乗客が咄嗟に使用できるか疑問を感じ、「天竜川」の事故が全く生かされていない事につかりした。

船外機がない、「川下り船」の管理監督はどこが行政が行うのか。

- ① 海上運送法・・・「総トン数五トン（湖川20トン）未満の船舶」「ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運航する船」については非適用船。
- ② 船舶職員及び小型船舶操縦者法・・・「ろかいのみをもって運転する舟」については非適用。
- ③ 船舶安全法・・・旅客定員が6名以下であれば非適用、7名以上であれば適用
上記のとおり事業としての管理監督官庁ではないが、近畿運輸局では天竜川の事故を受け、旅客を乗せ船舶を運航している事業者で適用船と類似性が高いことや、安心して乗船頂くためにライフジャケットの着用や安全面の指導を行った経緯がある。

(近畿運輸局)

【鉄道関係】

身体障害者割引の割引率、適用の拡大を求める要望。

身体障害者割引の拡大については、本省でとりまとめた要望を毎年1回各事業者に送付し導入についての理解・協力をお願いしていますが、最終的には事業者の経営判断になる旨お伝えし相談者の理解を得た。また、要望内容については、事業者にもお伝えしました。

(四国運輸局)

【タクシー関係】

障害者割引を受けるために手帳の掲示したところ、運転手に手帳番号を記録された。個人情報に関わる問題であり、おかしいとの申し出を受けた。

個人情報の適正な取扱い確保のため、障害者手帳の手帳番号等を記録しないように、各タクシー会社に文書にて通知を行いました。(四国運輸局)

【登録関係】

- ・友人から他県のナンバーの車検切れのバイクをもらった。
- ・車検切れでは名義変更はできないと聞いた。
- ・他県ナンバーを自分の住む運輸支局でユーザー車検できるか。
- ・臨時運行ナンバーは、県をまたいで運行できるか。

・臨時運行標の貸与について最寄りの市役所に訪ねるように案内しました。
・バイクは、車検切れでも名義は変えられること、記載変更、継続検査には必要な書類があることを回答するとともに、詳細は、登録担当ヘルプデスク及び整備部門に電話するように案内しました。
(九州運輸局)

【港湾関係】

港湾運送事業以外を営む物流事業者より下記の行為について港湾運送事業が適用されるか否かについて問い合わせがあった。

- ・岸壁から500メートル以内の港湾区域内にある倉庫から発送される貨物を積みに行き、福岡市内へ輸送することは港湾運送事業法の適用となり荷役行為にあたるのか。

お尋ねのあったケースについては港湾運送事業法の適用外である。港湾運送事業法が適用される作業は主に、船側～倉庫、倉庫～船側の運送というものがあげられます。

(九州運輸局)

【海事関係】

海技試験の受験資格について、学校は卒業したが、養成機関の過程を修了していない場合の取扱はどのようになるのか

養成機関の過程を修了していない場合は、筆記試験の免除措置は適用されない旨の回答を行いました。

(九州運輸局)

【自動車関係】

ある事業者について、運行終了後に日常点検を行い、翌日の乗務前点呼で日常点検の確認を行っている。前日の乗務終了後、翌日の乗務前まで車両が稼働しない場合、適法と考えてよいか

運行終了後に点検を行うことは良いことであるが、日常点検を行うという意味というのは、前日から放置している車両について、運行前の最終チェックを行うことであるので、当日においても日常点検を行うべき旨の回答をしました。

(九州運輸局)

【旅客船関係】

当社の遊覧事業では、先般の天竜川川下り事故を受けて、乗船客に救命胴衣着用を義務化して運航する予定であるが、デモンストレーションで、おいらんを乗船させて運航する場合、どのような対策を取ればよいか。

着ぐるみ着用者や花嫁衣装着用者等救命胴衣を着用できない場合の事例提示があり、補助者の乗船や救助船の随行を助言しました。

(結果)救命胴衣を着用できない者若しくは衣装の関係で着用しない者の乗船する船舶に補助者を同乗することとした。(九州運輸局)

【旅客船関係】

フェリー事業者に市役所職員から電話で問合せがあり「市民から電話で「運航中に乗組員から、車両区域から出て旅客室へ誘導されたが、根拠はあるのか。」との問合せがあったが根拠を教えてほしい。」とのことだったので、自社で安全管理規程を定めている旨回答はしたが、法的な根拠があれば教えて頂きたい。

法的根拠は、海上運送法第23条の2(旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止)である。

また、昭和50年4月に、車両甲板で起きた火災事故を受け、日本旅客船協会に対し、文書「車両区域への立入禁止措置の徹底等について」を発出し、事業者に対し、旅客の船内における遵守事項の周知徹底、車両区域への立入禁止措置の強化等を依頼している。

(九州運輸局)

【タクシー関係】

タクシーが追い越し禁止の車線で追い越しをし、その後、信号無視をして走り去っていった。

車両情報より事業者を特定し事業者へ連絡を取り、道路交通法及び運転マナーについて指導を行いました。(沖縄総合事務局)

Ⅲ. 利用者利便向上に向けた取り組み等

国土交通省本省

【国土交通ホットラインステーション】

国土交通省本省においては、当省における業務が国民生活に直結する以上、国民とのアクセスを密にし、世の中の変化に即応した行政を行うことが不可欠であるとの認識のもと、国民からの意見・要望・相談等に一元的に対応し、こうした国民からの声に即応した行政の推進を図るために、平成16年7月に国土交通ホットラインステーションとして、国土交通省内に窓口が設置されました。

国土交通ホットラインステーションへの相談等については、国土交通省のホームページから365日24時間アクセスできるようになっているほか、電話、来訪、FAXなどによっても受け付けが可能となっており、月平均約1,000件の意見・要望・相談等が寄せられています。

なお、国土交通ホットラインステーションは、中央合同庁舎3号館のB1階の入り口付近（右側）に設置されています。

OTEL：03-5253-4150（平日10:00～17:00まで）

OFAX：03-5253-4192

OH P：<http://www.mlit.go.jp/useful/hotline1.html>

（国土交通ホットラインステーションのロゴマーク）



（国土交通ホットラインステーション入口）



【公益通報受付窓口の設置】

公益通報者保護制度とは、平成18年4月の公益通報者保護法の施行に伴い、設けられたものです。具体的には、公益通報（いわゆる内部告発）を行った通報者の保護を定めたものであり、事業者、行政機関等の内部の労働者が、組織内部の国民の生命、財産等にかかわる法令違反行為を通報したことで、解雇等の不利益取扱いを受けることのないよう、公益通報者に対する解雇の無効、不利益取扱いの禁止等を規定したものです。

国土交通省としても法にも基づく公益通報及び公益通報に関する相談業務を適切に処理し、公益通報者保護制度の円滑な運用を図るために、ホームページ、手紙等文書及びFAXにて公益通報を受け付けできるよう専用の受付窓口及び相談窓口を設置しております。

OTEL：03-5253-8124（平日10:00～17:00まで）

※電話はお問い合わせのみ。通報自体はHP、郵送若しくはFAXにてお願いします。

OFAX：03-5253-8031

OH P：<http://www.mlit.go.jp/appli/file000017.html>

【第6回バリアフリー化推進功労者大臣表彰式を開催】

平成25年1月17日、中央合同庁舎3号館において、第6回のバリアフリー化推進功労者大臣表彰式を開催しました。

国土交通省では、平成18年12月施行の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の趣旨を踏まえ、公共交通機関、建築物、道路などの国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体等を表彰し、優れた取組みについて広く普及・奨励することを目的として、平成19年度に表彰制度を創設しました。

第6回の受賞対象は、地方整備局、地方運輸局等から推薦された23の候補のなかから、有識者による選考委員会の審査を経て、5件（6団体）を選定しました。

【第6回受賞団体】

○東京大学高齢社会総合研究機構

・「住まい」と「ケア」などが一体的に整備されたコミュニティケア型仮設住宅地の提案

○特定非営利活動法人 秋田バリアフリーネットワーク

・いつでも、どこでも、だれでも暮らしを楽しめるバリアフリーのまちを目指して

○静岡鉄道株式会社・静岡市

・交通事業者と地方公共団体の相互連携によるバリアフリー化の推進

○ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会

・タクシーにおける乗務員の接遇・介助技術の向上

○特定非営利活動法人 海の達人

・誰もが海の魅力を味わい楽しむことができる「海のバリアフリー化」の取組み

【参考】

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000001.html



地方運輸局等

各地方運輸局等の取り組みについては、各地方運輸局等において消費者行政レポートへまとめておりますので、下記アドレスへアクセスして下さい。

北海道運輸局

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/barifuri/24gyouseireport/24report_index.html

東北運輸局

<http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/kk/report-index1.htm>

関東運輸局

http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_kankyou/shouhisha_cr/cr_h24.pdf

北陸信越運輸局

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/barrier_free/report_h25.pdf

中部運輸局

<https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/kotsukankyo/repo/report23.pdf>

近畿運輸局

http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/bariafree/bariafree_4.html

神戸運輸監理部

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/barrierfree/2013-0617-1506.pdf>

中国運輸局

<http://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/koukan/shorepo-to25.pdf>

四国運輸局

http://wwwtb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/koutsuu/img/report_h25.pdf

九州運輸局

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/koutuu/file04/report24.pdf>

沖縄総合事務局（運輸部）

<http://ogb.go.jp/okiunyu/koutu/h22report.pdf>

IV. 交通消費者相談窓口等

組 織 名		窓 口	連 絡 先
国 土 交 通 省 本 省		ホットラインステーション	03-5253-4150
北海道運輸局	交通環境部	消費者行政・情報課	011-290-2725
	札幌運輸支局	運輸企画専門官	011-731-7166
	函館運輸支局	運輸企画専門官	0138-49-8862
	旭川運輸支局	運輸企画専門官	0166-51-5271
	室蘭運輸支局	運輸企画専門官	0143-44-3011
	釧路運輸支局	運輸企画専門官	0154-51-2522
	帯広運輸支局	運輸企画専門官	0155-33-3286
	北見運輸支局	運輸企画専門官	0157-24-7631
東北運輸局	交通環境部	消費者行政・情報課	022-791-7513
	青森運輸支局	運輸企画専門官	017-739-1501
	岩手運輸支局	運輸企画専門官	019-638-2154
	宮城運輸支局	運輸企画専門官	022-235-2517
	秋田運輸支局	運輸企画専門官	018-863-5813
	山形運輸支局	運輸企画専門官	023-686-4712
	福島運輸支局	運輸企画専門官	024-546-0345
関東運輸局	交通環境部	消費者行政・情報課	045-211-7268
	東京運輸支局	運輸企画専門官	03-3458-9232
	神奈川運輸支局	運輸企画専門官	045-939-6800
	埼玉運輸支局	運輸企画専門官	048-624-1835
	群馬運輸支局	運輸企画専門官	027-263-4440
	千葉運輸支局	運輸企画専門官	043-242-7336
	茨城運輸支局	運輸企画専門官	029-247-5348
	栃木運輸支局	運輸企画専門官	028-658-7011
	山梨運輸支局	運輸企画専門官	055-261-0880
北陸信越運輸局	交通環境部	消費者行政・情報課	025-285-9152
	新潟運輸支局	運輸企画専門官	025-285-3123
	長野運輸支局	運輸企画専門官	026-243-4384
	富山運輸支局	運輸企画専門官	076-423-0894
	石川運輸支局	運輸企画専門官	076-291-7854
中部運輸局	交通環境部	消費者行政・情報課	052-952-8047
	愛知運輸支局	運輸企画専門官	052-351-5311
	静岡運輸支局	運輸企画専門官	054-261-2939
	岐阜運輸支局	運輸企画専門官	058-279-3716
	三重運輸支局	運輸企画専門官	059-234-8411
	福井運輸支局	運輸企画専門官	0776-34-1601

組 織 名	窓 口	連 絡 先	
近畿運輸局	交通環境部	消費者行政・情報課	06-6949-6431
	大阪運輸支局	運輸企画専門官	072-821-9176
	京都運輸支局	運輸企画専門官	075-681-1427
	奈良運輸支局	運輸企画専門官	0743-59-2151
	滋賀運輸支局	運輸企画専門官	077-585-7253
	和歌山運輸支局	運輸企画専門官	073-422-2130
神戸運輸監理部	総務企画部	総務課	078-321-3141
		企画調整官	078-453-1106
中国運輸局	交通環境部	消費者行政・情報課	082-228-3499
	広島運輸支局	運輸企画専門官	082-233-9166
	鳥取運輸支局	運輸企画専門官	0857-22-4154
	島根運輸支局	運輸企画専門官	0852-38-8111
	岡山運輸支局	運輸企画専門官	086-273-2296
	山口運輸支局	運輸企画専門官	083-922-5335
四国運輸局	交通環境部	消費者行政課	087-825-1174
	徳島運輸支局	運輸企画専門官	088-622-7622
	香川運輸支局	運輸企画専門官	087-882-1357
	愛媛運輸支局	運輸企画専門官	089-956-9957
	高知運輸支局	運輸企画専門官	088-832-1175
九州運輸局	交通環境部	消費者行政・情報課	092-472-2333
	福岡運輸支局	運輸企画専門官	092-673-1190
	佐賀運輸支局	運輸企画専門官	0952-30-7271
	長崎運輸支局	運輸企画専門官	095-822-0010
	熊本運輸支局	運輸企画専門官	096-369-3188
	大分運輸支局	運輸企画専門官	097-558-2235
	宮崎運輸支局	運輸企画専門官	0985-51-3824
	鹿児島運輸支局	運輸企画専門官	099-222-5660
沖縄総合事務局	運輸部	企画室	098-866-1812